

平成28年度 「ふれあい地域懇談会」報告書

＜ 鎌倉地域－西地区 ＞

日 時	平成28年7月26日（火） 午後2時～4時
場 所	鎌倉市役所本庁舎 402会議室
出 席 者	自治・町内会代表 15団体：19名 鎌倉市 6名
内 容	
第 1 部	市長からの報告..... P. 1 ①「生活保護費にかかる事件」 ②「稲村ガ崎における下水流出」 ③「本庁舎の整備について」 ④「支所業務のあり方検討」 ⑤「（仮称）鎌倉市市民活動推進条例」
第 2 部	地域の懸案事項に関する報告 P. 13 ① 馬場ヶ谷地区でのハンプの試行について ② ロードプライシングの検討状況について 観光客の交通問題について ③ 公衆トイレの案内について 避難行動要支援者対応について..... P. 17
第 3 部	本年度の地域の議題に関する懇談 P. 21 ① 自主防災組織活動育成補助金について ② 駅前広場の設置について ③ 公園内に設置させる遊具について ④ 海水浴場アンケート調査の活用方法について ⑤ 津波避難施設の早期建設について ⑥ 由比ガ浜四丁目大規模開発計画の成り行きについて
付 録	当日配布資料 P. 37

出席者名簿（敬称略）

【自治会・町内会等】

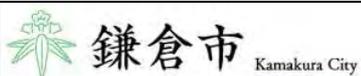
	団 体 名	氏 名	備 考
1	佐助自治会	岡田 富男	会長
2	蔵屋敷自治会	石川 隆	会長（司会）
3	由比ガ浜自治会	倉川 良樹	
4	塔之辻自治会	廣瀬 義輝	会長
5	由比ガ浜中央自治会	斉藤 良成	会長
6	若宮町内会	藤島 節子	会長
7	長谷自治会	松山 健二 加藤 邦明 太田 正和	会長
8	坂ノ下自治会	木村 敏彦	会長
9	極楽寺自栄会	高橋 純信	会長
10	馬場ヶ谷親和会	仲島 孝	会長
11	極楽寺西ヶ谷町内会	田中 宏巳	会長
12	稲村ガ崎自治会	加藤 重政 中西 康孝	会長
13	北稲村ガ崎自治会	奥村 徹也 藤沢 悦美	会長
14	極楽寺霊仙会	安田 公俊	
15	由比ガ浜西自治会	柏木 幹夫	会長

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	経営企画部長	比留間 彰	
3	防災安全部長	柿崎 雅之	
4	市民活動部長	小池 忠紀	
5	まちづくり景観部長	大場 将光	
6	都市整備部長	伊藤 昌裕	

第1部 市長からの説明

【全地域共通】



平成28年度ふれあい地域懇談会

第1部 市長からの報告



生活保護費にかかる事件

◆経過

昨年8月20日 生活福祉課で保管していた生活保護費の一部がなくなっていることが発覚
(厚生労働省による実地指導監査の準備時)



内部調査・鎌倉警察署との協議等

9月16日 「窃盗」による被害届を提出
12月25日 警察の捜査により、新たに判明した分の被害届を追加提出

◆被害額

平成22年7月分～27年3月分（43月分）

2,652,397円

(受給資格を失った人たちの分で、本来、市の会計に戻されるべきお金)

まず、生活福祉課における生活保護費にかかる事件について、ご報告させていただきます。

経過ですが、昨年9月に実施された厚生労働省による生活保護の実地指導監査のため、8月20日に福祉総務課職員が生活保護費を確認したところ、その一部が無くなっていることが発覚しました。

内部調査と鎌倉警察署との協議を経て、市は、平成27年9月16日に「窃盗」による被害届を提出し、その後、警察の捜査により判明した被害額の被害届を12月25日に追加提出しました。事件の公表については、捜査に支障が出るといった警察からの指導もあり、一定期間控えておりました。

次に、被害額ですが、平成22年7月分～平成27年3月分までの間の43月分、総額265万2,397円でした。この保護費は、海外転居や就職などのため既に受給資格を失った方に対して支給されたものであり、本来であれば市の会計に戻されるべきものでした。

◆原因

- **職員の怠慢な事務処理**
生活保護を打ち切るべきにもかかわらずその事務処理が大幅に遅延（保護費の保管につながる）
- **不適切な事務処理**
ずさんな公金保管方法

◆改善策

- 「生活保護費現金支給取扱マニュアル」を作成
- 保護費の銀行振込を推進
- 支所での保護費支給を廃止
- 取りに来られない場合は、現金書留により送金

◆職員の処分等

- 職員の告発、処分
- 被害金額の職員への求償

事件発生の要因ですが、生活福祉課の怠慢な事務処理がありました。受給資格を失い、本来生活保護を打ち切るべきにもかかわらず、その事務処理が大幅に遅延していたため、結果として保護費を保管することに繋がっていました。

また、安全で危険のない方法で保管されるべき現金を、担当課のキャビネットに保管するという安易な方法により保管していました。

事件発覚後の改善策についてですが、「生活保護費現金支給取扱マニュアル」を作成し、事務処理方法を改めました。

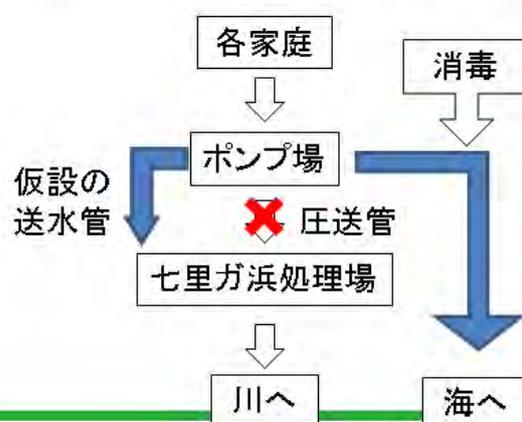
また、従来から進めていた生活保護費の銀行振込を推進し、支所での支給を廃止しました。その他、支給日に取りに来られない場合には、時間を空けず「現金書留」により送金することとしました。

職員の処分等ですが、現在、調査を進めているところであり、職員の非違行為やずさんな事務処理に対する処分を行う予定です。また被害にあった金額についても、地方自治法及び民法に基づき、関係職員への求償を行っていく予定です。

稲村ガ崎における下水流出

◆経過

- 4月14日 稲村ガ崎の崖の一部が崩落
- 4月22日
 - 歩道に埋設していた下水の圧送管が破損し、七里ガ浜処理場への送水ができなくなる
 - 下水を消毒処理したうえで海に放流



続きまして、稲村ガ崎における下水流出について、ご報告いたします。

4月14日に稲村ガ崎で国道134号の歩道の陥没及び隣接する斜面の崩落が発生しました。

市では、陥没した歩道に公共下水道の汚水圧送管が埋設されていたことから、県と連携して、対応を進めていましたが、4月22日の午後3時頃にこの圧送管の継ぎ目部分から漏水していることが確認されました。この圧送管は、鎌倉地域の下水を七里ガ浜処理場に送る重要なものです。

ただちに、応急措置により対応を図りましたが、管の下側の地盤が崩落しているため、短時間での修復は不可能と判断し、緊急措置として、西部ポンプ場から七里ガ浜処理場への圧送を停止しました。これに伴い、やむを得ず、消毒剤を投入した上で、ポンプ場の東側の海岸護岸から、海へ放流せざるを得ない状況となりました。

4月26日～ 仮設送水管設置・増設
工事

5月27日 仮設送水管の設置が完了し、海への放流が完全に止まる



◆本復旧について

現在、既設圧送管の状態とその周辺の地盤の状態について調査を実施しています。

今後、これらの調査結果を踏まえ、工法を選定し、早期復旧に取り組んでいきます。

応急的対応としましては、4月26日から仮設送水管の設置工事を開始しました。4月29日までに、2本の仮設送水管を敷設し、海への放流量を半減することができました。

さらに、仮設送水管の増設工事を進め、5月27日には計4本の仮設送水管で七里ガ浜処理場へ送水することにより、海への放流を完全に止めることができました。

本復旧については、現在、既設圧送管の状態と、その周辺の地盤の状態を調査しているところです。調査結果を踏まえ、工法を選定し、早期復旧に取り組んでいきます。

◆海水浴場開設のための水質検査

5月16日・18日に県鎌倉保健福祉事務所、6月1日・2日に市が追加実施⇒ いずれも昨年と同様の「可」

◆下水放流による海への影響調査

- 国立大学法人東京海洋大学による検証

- 水質

現時点では良好な水質環境が保たれている

- 残留塩素

現時点では影響はない

- 海産物

海産物への影響はない

現時点で特に悪影響を及ぼし、対応が必要な状況にはない
(安全宣言)

念のため、海水浴場開設期間中はモニタリングを継続

節水へのご協力、ありがとうございました。

次に、海水への影響ですが、5月16日と18日に県鎌倉保健福祉事務所が海水浴場開設のための水質検査を実施し、また、6月1日と2日に市が追加で実施したところ、いずれも昨年と同様の「可」との結果が得られ、例年どおり7月1日に海開きを行い、海水浴場を開設しました。

また、下水の放流が海の環境に与える影響を確認するため、国立大学法人東京海洋大学の学識者4名の助言のもと、水質・残留塩素・海産物への影響・海底堆積物を調査しましたが、いずれの調査結果も良好で、「現時点で下水放流が海域に影響を及ぼしている状況ではない」との総合所見を得ることができました。このことから、6月29日に市として、安全を宣言しました。

なお、念のため、安心して海水浴を楽しんでいただけるよう、海水浴場開設期間はふん便性大腸菌群数のモニタリングを継続して行います。

ご心配をおかけして、申し訳ありませんでした。また、皆様には、節水にご協力いただきまして、ありがとうございました。

本庁舎の整備について

◆ 経過・背景

年代	経過・背景
昭和37	火災により旧本庁舎消失
昭和44	本庁舎、車庫等竣工 …築47年 (これ以前は、御成中学校が所在)
昭和55~	分庁舎の整備を繰り返す
~平成17	耐震改修工事 (Is値 : 0.6 (最低限の値) まで)
平成26	分庁舎廃止に伴い鎌倉水道営業所庁舎等へ一部移転
平成27	策定した公共施設再編計画にて、支所業務についても見直しを行い、本庁舎等へ集約することを検討するとともに、現庁舎の防災的な課題に取り組みながら「 現在地建替え 」、「 現在地長寿命化 」、「 その他の用地への移転 」等の方策について検討し、 平成28年度までに整備方針を決定する とした。
平成28	整備方針市民対話、整備方針策定委員会の実施



続いて、鎌倉市役所の本庁舎の整備についてです。現在の本庁舎は昭和44年に建設されたもので、現在築47年が経っています。

平成7年の阪神・淡路大震災を受け、本市の本庁舎も平成17年までに耐震改修を行いました。東日本大震災発生に伴う津波浸水想定範囲の見直しなど、本庁舎をはじめとする公共施設の耐震性能を見直す必要性が生じました。

そのような中、本市では平成27年に策定した公共施設再編計画にて、現庁舎の防災的な課題に取り組みながら「現在地建替え」、「現在地長寿命化」、「その他の用地への移転」等の方策について検討し、平成28年度までに整備方針を決定することとしました。

◆ 既存本庁舎の課題・条件

備えるべき防災性能の脆弱性のほか、物理的・社会的劣化などの課題が山積

防災・構造面の課題	老朽化の課題
<ul style="list-style-type: none"> ・津波に対する脆弱性 ・耐震性の課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐久性 ・建物の老朽化
市庁舎機能としての課題	課題以外の主な条件
<ul style="list-style-type: none"> ・市民サービス機能が不十分 ・ユニバーサルデザイン・バリアフリー対応が不十分 ・不十分なセキュリティー ・庁舎の狭あい、分散による業務の非効率 ・情報化への対応の限界 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の敷地の諸制限 <ul style="list-style-type: none"> ⇒風致地区：高さ10m、建ぺい率40% ⇒景観地区隣接：高さ15m ⇒現行規制等では、所要面積確保が困難 ・埋蔵文化財包蔵地 <ul style="list-style-type: none"> ⇒掘削が困難 ・更なる耐震化が困難 <ul style="list-style-type: none"> ⇒単純計算で追加耐震ブレース64箇所 など ・鎌倉地域の公共施設再編 <ul style="list-style-type: none"> ⇒生涯学習センター、福祉センター、中央図書館のあり方

現在の本庁舎の抱える課題ですが、市の防災中枢機能を果たす施設としての耐震性や、築47年となっている老朽化の課題のほか、分散化やバリアフリー対応などの面など市庁舎機能としての課題があげられます。そして、他にも現在立地する敷地の法令等の諸制限も考慮する必要があります。

例えば、現在の敷地は風致地区なので高さ10m、建ぺい率40%の制限があります。また、地下には貴重な文化財が眠っている可能性が高く、地下の掘削や堅固な構造物の建築にはかなりの制約があると言えます。

今年度は市民の皆様のご意見を聴きながら、関係団体や外部の学識経験者等に、3つの手法のどれが整備方針としてふさわしいか審議していく予定です。

◆ 本庁舎の整備に関する3つ手法の比較概要

■ 現在地での建替え・長寿命化、移転の比較概要

	本庁舎の整備手法 ()内は理由等		
	現在地建替え	現在地長寿命化	移転
防災対応機能	△ (津波)	× (津波・既存地下)	○ (移転先による)
建物の経済性	△ (集約化困難) *	△ (集約化困難) *	
環境対応	△ (機器設置等困難) *	△ (既存困難) *	
使いやすい・安心できる市民サービス機能	△ (集約化困難) *	△ (集約化困難) *	
市民交流機能	○	○	
ユニバーサルデザイン	○	△	
効率的な行政機能	× (集約化困難) *	× (集約化困難) *	

様々な課題や条件



今後の鎌倉市に必要な本庁舎のあり方(整備方針)を考える



メリット・デメリット

平成28年度中に方向性を決定

* 現行の法令等の規制による場合

こういった課題や条件、所要面積などの基礎的な条件を整理し、現在地建替え・長寿命化、移転について比較したところ、現在地建替え及び現在地長寿命化では所要面積の確保が難しく、特に公共施設再編計画にある鎌倉地域の公共施設再編を解決するには至らないことがわかりました。

また、移転をするとなると用地の確保など当然ながら、いくつかの課題も生じてきます。このため今後、さまざまな課題や条件、それぞれのメリット・デメリットなどを整理し、今年度中に整備方針を決定して参ります。

支所業務のあり方検討



◆コンビニ交付の実施

平成28年1月 マイナンバーカード（個人番号カード）の
交付開始

マイナンバーカードを利用した様々な市民サービスの検討

平成29年10月 コンビニエンスストアでの証明書の交付開始
(予定) (住民票の写し、印鑑証明書)



- ・ マイナンバーカードがあれば、全国どこでも証明書を受け取ることができる。
- ・ コンビニで交付する証明書は順次拡大予定

◆窓口機能の集約

- ・ 支所窓口業務の本庁舎への集約
- ・ 地域活動支援、学習センター・図書館機能の維持

この本庁舎の再整備とともに、支所業務のあり方の検討を現在行っています。

今年1月からマイナンバーカードの交付が開始され、今後マイナンバーカードを利用した様々な市民サービスを検討して参ります。

その1つとして来年10月には、コンビニエンスストアで、住民票の写しと印鑑証明書を交付できるよう、現在準備を進めています。マイナンバーカードがあれば、市役所の開庁時間にとらわれることなく、全国どこでもコンビニエンスストアで証明書を受け取ることが出来るようになります。また、戸籍の証明書や税の証明書などコンビニエンスストアで交付できる証明書も順次拡大していく予定です。

これにあわせ、支所の窓口業務の見直しを行い、本庁舎等へ集約することを検討していくこととしています。しかしながら、自治町内会など地域活動の支援や学習センター・図書館の機能は、地域に残し、引き続き皆様とともに地域活動を充実させていきたいと考えています。

これにつきましても、市民の皆さんの生活に密接に関わることでありますので、さまざまなご意見を頂戴しながら、今後進めて参りたいと考えています。

(仮称)鎌倉市市民活動推進条例

- 期待される効果
 - 公益的な市民活動に対する理解を深め、これからのまちづくりにおける市民活動の重要性を共有する
 - 様々な主体、行政が互いにその長所を認め合い、適切な関係、相互のつながりを持っていくことを理解する
- 条例制定のスケジュール

検討に当たっては、検討会・ワークショップの実施など、広く市民の皆様の意見を聞き、これからの市民活動の方向性を皆で共有できるよう努めていきます。



今年度は、市民活動及び地域活動をより活性化させていくために、条例の制定も予定しています。

鎌倉市は、市民活動が活発なまちであり、様々な市民活動が展開され、歴史を積み上げてきました。日本初のナショナルトラスト、日本初の公設民営の市民活動センター等、自主的で自由な市民の方々の熱い思いに支えられ、歩んできました。その積み上げてきた歴史と想いを未来につなげ、新たな時代にあった共創関係を築いていくため、条例「(仮称)鎌倉市市民活動推進条例」を作ろうとしています。

人口減少、少子高齢化など、行政を取り巻く環境の大きな変化、市民ニーズの多様化に行政のみの対応には限界があります。市民・NPO・企業との協働により新たな価値を築いていきたいと考えています。今後は条例の素案を作り、パブリックコメントを経て、来年2月議会での条例の制定を目指して取り組んでいるところです。

第1部 市長からの説明に対する意見・質疑

<稲村ガ崎自治会・中西氏>

不祥事の問題について、市としては新しく入った職員の方、5年目の方に対してどういう教育、人材投資をやっているのか知りたいです。

もう一点は本庁舎の件で、現状・問題点が指摘されていますが、先にくるのが問題点ではなくて、こういう本庁舎が欲しいというアプローチすることもできると思います。海水浴場に名前をつけて収入を上げたようなことをするなど、前向きな夢と努力がないでしょうか。

<松尾市長>

おかしいことをやっているのに、おかしいと言えない風土もあると思っています。今年度、外部の力も借りてコンプライアンスや、その先にある「市民の皆さんに信頼されて期待される市役所」には、何が必要なのか、職員一人ひとりが考えて自ら実践して行動していき、皆さんに評価していただくことしかないと思っています。

また、どういう市役所を作っていきたいかということですが、職員がしっかりと仕事ができる環境を整備する必要があると思っています、豪華なものは作ろうという発想はありません。本庁舎の活用の仕方ということで夢を描いていくということを、今後可能であればしていきたいと思っています。

第2部 地域の懸案事項に関する報告 【鎌倉地域-西地区】

平成28年度 ふれあい地域懇談会



鎌倉地域-西地区

- 馬場ヶ谷地区でのハンプの試行について
- ロードプライシングの検討状況について
- 公衆トイレの案内について

馬場ヶ谷地区でのハンプの 試行について

【都市整備部 道路課】

平成27年12月16日に稲村ヶ崎小学校の調理室前と、そこから100メートル程度離れた個所に、道路ラインと同じ材質によるハンプを試験的に設置しました。

1カ所は段差6ミリ、もう1カ所は段差12ミリとし、ハンプの設置形状を変えています。

設置に伴う効果等の検証は、今後行ってまいります。



ロードプライシングの検討状況について

現在の状況について

【まちづくり景観部 交通計画課】

（仮称）鎌倉ロードプライシングについては、鎌倉地域の交通渋滞を解消するため、自動車利用の抑制策の1つとして、平成24年5月に設置した「鎌倉市交通計画検討委員会」において、検討を重ねております。

また、特に法制度や補助制度等に関する専門的課題の検討を進めるため、国等の行政職員で構成する「鎌倉市交通計画検討委員会・特別委員会」を平成28年1月に設置しました。

今後の取り組みについて

これまで、対象エリア、対象日、課金対象、課金の用途、課金の方向性などについて整理を行ってまいりましたが、市民・事業者等の合意形成をはじめ、法制度の検討など、多くの課題があることから、引き続き、これらの課題解消に向け、取り組んでまいります。

なお、実証実験につきましては、平成29年度を目標としています。

公衆トイレの案内について

【市民活動部 観光商工課】

現在、市で管理している公衆トイレは、全部で34カ所あり、観光マップや市ホームページで周知しています。

また、市内のコンビニエンスストア（セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン）では、トイレ協力店として、トイレの提供にご協力いただいています。これらのトイレについても、観光マップで周知しています。



	トイレ協力店 Rest room cooperation shop
---	--------------------------------------

第2部 「地域の懸案事項に関する報告」に対する意見・質疑

<佐助自治会・岡田会長>

昨年度に公衆トイレが足りないのではないかという意見がたくさん出ていたようですが、増やすことはどうなりましたでしょうか。現状使えるところ、提供してくれるところが増やされるのであれば結構ですが。

<松尾市長>

これまでは行政が費用を出してトイレを設置してきましたが、それだけではなく、民間のお寺・神社・民間企業がトイレを建設する際の補助制度を創設しました。4,000万円を超えない範囲で補助金を支給して、作っていただくということになっています。今年度は浄智寺さんの入口のところに、浄智寺さんが設置し、市が補助金を支出します。このような形で市内の公衆トイレの増設を進めたいと考えています。

また、市が設置したのではないですが、鶴岡八幡宮の三の鳥居の前にあるエムズアーク鎌倉という建物の2階に有料トイレを設置していただきました。市と協定を結んで、このトイレの周知に協力しています。

ご指摘のように公衆トイレを劇的に増やす難しさはありますが、2020年東京オリンピックまでの限られた期間の目標としまして、公衆トイレの設置に力を入れて取り組んで参りたいと考えています。

《後日対応 市民活動部観光商工課》

公衆トイレに関しては、老朽化が進み、故障が発生しているものについて、誰もが快適に利用できるようにバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を図るための改修や建て替えを優先しています。特に今年度は、八幡宮裏駐車場のトイレの修繕及び妙本寺のトイレの改築工事を予定しており、今後も毎年度1箇所ずつ順次改築等を計画しています。

そうしたなかで、公衆トイレの増設については、今年度から、民間事業者の新設する公衆トイレに対して市が整備費用を補助する制度を活用して、トイレが不足している地域における増設に向けて取り組んでおります。

また、今年度は民間事業者が独自に設置した有料トイレについて情報提供があったため、広報紙やホームページ等で観光客の方向けに周知し、快適なレストスペースの提供に努めました。

避難行動要支援者対応について

避難行動要支援者対応に ついて

	避難行動要支援者対応	一人暮らし高齢者の実態調査
目的	平常時から、要支援者情報を地域で共有することにより、災害時における安否確認や避難支援、避難所での生活支援を円滑に行う	平常時の生活のサポート(見守り等)
対象	<ul style="list-style-type: none"> 75歳以上の一人暮らし 高齢者のみの世帯の75歳以上 身体障害者手帳1・2級 療育手帳A1・A2 精神障害保健福祉手帳1級 要介護度3～5の認定 これまでの災害時要援護者登録名簿に登録されていた <p style="text-align: center;">約22,000人</p>	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の一人暮らし(すでに一人暮らし高齢者登録をしている人を除く) <p style="text-align: center;">約10,000人</p>
登録すると	<ul style="list-style-type: none"> 平常時から情報の共有 災害時の安否確認、避難支援 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員による訪問(見守り) 地区社会福祉協議会から行事の案内 消防職員による防火の相談・指導 など
今後	名簿提供は8月下旬～順次	調査は平成28年7月～11月

総合防災課が行っている「避難行動要支援者対応」と高齢者いきいき課が行っている「一人暮らし高齢者の実態調査」について、ご説明いたします。

避難行動要支援者対応についてです。東日本大震災の教訓を生かし、災害対策の強化を図ることを目的に改正された災害対策基本法に基づき、昨年10月、市内の75歳以上の一人暮らしなど対象となる方に意向確認を実施しました。この意向確認で個人情報の開示に同意した方の名簿を8月下旬から、各自治・町内会に提供していく予定です。

一人暮らし高齢者の実態調査は、東日本大震災以前から鎌倉市独自の取り組みとして行っていたもので、65歳以上の一人暮らしの方で、登録していただいた方を対象に、見守りや行事の案内など、普段の生活のサポートを行うものです。登録していただくと、民生委員による訪問や、地区社会福祉会の行事の案内などをサービスとして受けられます。現在行っている、民生委員による実態調査は、この制度の周知、登録の推奨を行うものです。

対象が一部重なっていることもあり、混同してしまうかもしれませんが、「避難行動要支援者対応」は災害時に安否確認などが円滑に行えるよう平常時から情報を共有することが目的で、「一人暮らし高齢者の実態調査」は主に平常時の生活支援をすることが目的となっています。

別々に調査するのではなく、1つの名簿を相互利用できないのかと思われるかもしれませんが、災害対策基本法で他への流用が禁じられているものです。

「避難行動要支援者」への 自治・町内会の取り組み（例）

- ◆ 対象者の確認（連絡・面談）
- ◆ 支援体制の検討
 - 平常時：訪問、見守り、声かけ等
 - 災害時：情報伝達、被害状況の確認、救護
- ◆ 要支援者が参加する防災訓練、避難訓練

ご自身・ご家族の安全
が確保されたら、支援を
お願いします。
支援は義務では
ありません。

「意向確認に同意した」
としても、支援が必ず
来るとは限りません。
ご自身やご家族による
「自助」が第一です。

続いて、避難行動要支援者に対して、自治・町内会にお願いしたい取り組みです。

対象者の確認とは、面談等を行うことで、まずはお互いを知っていただきたいというものです。そこで、どのような人がいるのかを確認して、支援体制の検討につなげていただければと思います。

そして、要支援者の方が参加する防災訓練を行っていただけると、いざというときに、避難や避難所での生活支援等が少しでも円滑に進めることができるのではないかと考えています。「自分の住む地域で、どのような人が支援を必要としているのか」を知っていただくことが、第1歩になると思います。

このように、どこにどんな人がいるかを知っていたことで多くの命が救われたという実績があります。しかし、災害時はまずご自分の身の安全を確保することが第一で、自助による行動が大切であることは言うまでもありません。要支援者側にも、「個人情報の開示に同意したことにより支援が必ず来るとは限らないので、まずはご自身やご家族による自助をお願いします」ということを、市からも丁寧に説明を重ねていきたいと思っています。

第2部 「避難行動要支援者対応について」に対する意見・質疑

<由比ガ浜西自治会・柏木会長>

自治会の管轄地域の全世帯が自治会に入っているのではないですが、この対象は自治会の会員かどうかは関係しますか。

<防災安全部・柿崎部長>

関係はありません。

<稲村ガ崎自治会・中西氏>

画一的にこの協定書にサインしなかったら名簿は渡さないという方針なのか、自治会の内情に合わせて協定書の中身も多少の変更が可能なのでしょうか。

以前、綾瀬市がこの問題について非常にわかりやすいマニュアルを作っていて、鎌倉市でも作成を考えると書いていたが、それはどうなっていますか。

<防災安全部・柿崎部長>

協定書は基本的には形が決まっています。一番大事なところは個人情報の流出がないようにということで、名簿をどこにどういう状態で管理していただくかということがポイントです。それ以外については柔軟に対応できると思いますので、自治・町内会ごとにご相談いただければと思います。

マニュアルは、鎌倉市の場合は個々の自治・町内会の事情や実態を会長さんや役員さんに聞きながら一緒に何ができるかを探して調整しながら作成していくのがベストかと思っています。総合防災課は、それぞれの自治・町内会に応じた支援策を作るのがいいというスタンスでやっています。

<長谷自治会・加藤氏>

自治・町内会に入っていない人の対応は、どう考えているのでしょうか。

それから、14mの津波が来るところに住んでいて津波避難訓練していますが、一番遅い人で15分くらいかかります。海岸にある高いビルを積極的に津波避難ビルに指定しないのですか。市が強権を使ってでも、ここを開けろとして欲しいです。

<防災安全部・柿崎部長>

基本的には町内会のエリアに住民票を置いている方の名簿をお渡しすることになっているので、法律としては自治町内会員以外の人と町内会員の人を分け隔てるということは目的ではございません。自治・町内会として、会員でない人の名簿をもらったときに困ることがもしありましたら、担当職員にご連絡いただければと思います。

由比ガ浜、坂ノ下、長谷で14~15棟の津波避難ビルを市で指定しています。約9,000人避難できることになっていますが、全人口に比べてれば少ないかも知れません。マンションなどとは協定を結んで避難ビルとして使えるようにしていきます。

第3部

本年度の地域の議題に関する懇談

鎌倉西－H28－1	自主防災組織活動育成補助金について（見積書の提出）
鎌倉西－H28－2	駅前広場の設置について（江ノ電極楽寺駅前）
鎌倉西－H28－3	公園内に設置させる遊具について（設置遊具の選定基準）
鎌倉西－H28－4	海水浴場アンケート調査の活用方法について
鎌倉西－H28－5	津波避難施設の早期建設について
鎌倉西－H28－6	由比ガ浜四丁目大規模開発計画の成り行きについて

平成 28 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	鎌倉西－H28－1
テ ー マ	自主防災組織活動育成補助金について（見積書）
内 容 詳 細	自主防災組織活動育成補助金の申請時に、購入の全物品に対して予め見積書の提出が必要条件とされています。補助金交付として当然の流れかと思いますが、インターネットやドラッグストアなど小売店において見積書を作ってもらうのは通例ではないと思います。予め見積書を発行してくれる店舗を教示して欲しいです。コスト削減に真剣に向き合っている自治・町内会もあります。
担 当 部 課	防災安全部 総合防災課

議題に対する回答等	
<p>自主防災活動育成費補助金のご利用に際して、高いコスト意識を持っていただいていることは、厳しい財政状況の折、大変ありがたく思います。</p> <p>一方、ご指摘のとおり、自主防災活動育成費補助金は、公費による補助制度であることから、当該補助金をご活用いただく場合につきましては、他の補助制度と同様に、必要書類、手順が定められておりますので、これに基づいた手続きをしていただくことは必要となります。</p> <p>しかしながら、制度を利用する場合には、利用する側の視点に立ち、利用しやすい仕組みとすることが大切であると考えますので、今後、制度の運用につきましては、できるだけ柔軟な対応を図ってまいりたいと考えております。</p>	
添付資料	

<馬場ヶ谷親和会・仲島会長>

金額の小さいものを買うのに見積書が必要だとか、インターネットでより安いものを買うことができないのは、おかしいと思います。参考の見積書で評価して補助しますという答えが出たら、それに見合うものでもっと安いものがあったら、注文できるようにしたほうがお金を節約できると思います。

<松尾市長>

ご要望はわかりますが、今はそれができるルールになっていないということです。公金で皆さんに同じように税金として支出させていただきますのでそのルールとして決めているということです。

<防災安全部・柿崎部長>

市役所のルールでどこまで柔軟に運用が図れるか、事例ごとに考えたいと思いますのでご相談いただきたいと思います。私の方から担当職員にはできるだけ柔軟な対応を図っていくよう指示をしておきます。

平成 28 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	鎌倉西—H28—2
テ ー マ	駅前広場の設置について（江ノ電極楽寺駅前）
内 容 詳 細	<p>江ノ電極楽寺駅前に駅前広場を設置したい。</p> <p>数年前までは、閑散としていたが、ここ数年で状況は一変し、週末・観光シーズンには車や人であふれます。車両については、警察や市民安全課に相談しています。</p> <p>観光客については、駅前駐車場などを利用して、駅前広場等を設けてもらいたい。</p>
担 当 部 課	まちづくり景観部 交通計画課

議題に対する回答等	
<p>週末や観光シーズンにおける江ノ電極楽寺駅周辺の混雑状況は、認識しており、観光客等が滞留できる駅前広場があれば、安全性の確保にもつながると考えています。</p> <p>駅前広場を含む滞留スペースの確保や円滑な観光客等の誘導などは、江ノ島電鉄株式会社とハード・ソフトの両面で協議・調整を進めていく必要があることから、地域住民の意見をより多く聴取することなどと併せて、中・長期的な取り組みになると考えています。</p> <p>その上で、短期的には、車両の通行に伴う歩行者の安全確保のため、ドライバーが視覚的かつ明瞭に車道と路側帯を区分できるようにカラー舗装を行うなどの取り組みに加え、極楽寺駅周辺を通過する自動車交通対策として、速度を抑制する施策も併せて考えていく必要があると受け止めています。また、江ノ島電鉄株式会社に対し、週末や観光シーズンは整理員の配置等の対策を強く要望していきます。</p>	
添付資料	

＜極楽寺自栄会・高橋会長＞

江ノ電極楽寺駅周辺の混雑状況を認識されているということですが、極楽寺自栄会の意見ではそのうち大きな交通事故が発生するのではないかと考えています。昨年7月と11月には児童の交通車両との接触事故が発生しております。自治会や子ども会などが手分けして児童の登下校に付き合っても事故が発生しています。市議会議員の長嶋さんが6月14日に請願書を市議会にも提出しております。混雑状況の認識をもう一度確認していただきたいと思います。

また、狭い道で大混雑していますが、横には5台のうち1台しか停まってないような駐車場がいくつも連なっています。それを公園にしたら観光客の混雑は緩和されるのではないのでしょうか。車は制限できますが観光客は制限できないので、整理員などでは到底まかなえないと思いますので、もう一度早急に認識していただきたいと思います。

＜松尾市長＞

成就院さんのアジサイが咲いている時期は、登下校において非常に危険だということでボランティアの方に立っていただいたことがあります。そのころと比較しても、さらに土日祭日含めて非常に混雑している状況というのは認識していますがその対応は現場も見ながら対応策を協議させていただきたいと思います。

《後日対応 まちづくり景観部交通計画課》

江ノ電極楽寺駅周辺につきましては、現場を確認し混雑状況を把握しています。市では具体的な公園整備の計画はありませんが、安全対策等について、庁内関係部署と協議・調整を行い、対策の検討を進めています。

平成 28 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	鎌倉西－H28－3
テ ー マ	公園内に設置する遊具について
内 容 詳 細	市の管理する街区公園の、設置遊具選定基準について知りたい。
担 当 部 課	都市整備部 公園課

<p>議題に対する回答等</p> <p>設置される遊具の選定基準は設けていません。</p> <p>（ なお、遊具の設置については、一般社団法人日本公園施設協会が定める「遊具の安全に関する基準」を基に、遊具の落下高さ、対象とする年齢、設置環境などにより、各種遊具の安全領域を確保し、重複条件を考慮しながら配置計画を立て、公園の広さに適合した遊具の選定を行います。</p> <p>また、開発事業で公園を設置する場合、鎌倉市開発事業に関する技術的細目では、第3条（公園、緑地）第4項に、遊戯施設として、『ぶらんこ、すべり台、シーソーその他これらに類するものを当該公園の面積が300平方メートル未満の場合は2基、300平方メートル以上の場合は3基以上設置すること。』としています。</p> <p>※安全領域とは、遊具の安全な利用行動に必要とされる立体的空間。</p>	
添付資料	

<北稲村ガ崎自治会・奥村会長>

北稲村ガ崎自治会の区域内ある稲村ガ崎びわ公園に、遊具が滑り台と足にスプリングの木馬が2基あるだけで、子どもたちからブランコや砂場が欲しいなどの要望が出たり、年配者から日陰用に藤棚ができないかという要望があったりします。公園の有効利用、公園協会の有効利用を教えてくださいいただければと思います。

<松尾市長>

公園協会は管理をしまして、遊具を設置することは市で選定して設置しています。もし、公園に遊具がという要望がございましたら、市に上げていただくこととなります。

<都市整備部・伊藤部長>

公園の遊具や藤棚のような要望は公園課にお申し付けいただければ協議させていただきます。

<北稲村ガ崎自治会・奥村会長>

稲村ガ崎びわ公園の愛護会の代表をしていて、年2回公園協会主催の懇談会があります。その時に公園に対する要望や意見を書いてくださいという用紙をいただけるので、いろいろ要望を書いています。毎回お願いを書いているわけですが何の回答もありません。稲村ガ崎びわ公園は、あまり大きくないので全ての設置はできないですが、是非お願いしたいと思います。

<都市整備部・伊藤部長>

公園協会にいただいた意見は私どものところにまいります。ご要望を一時期にまとめてうかがっており、その中で優先順位をつけてやっております。ご要望は直接言っていただけたらと思います。

《後日対応 都市整備部公園課》

施設の設置については、公園のスペース的なものや、本市の予算の都合などを考慮し検討します。

また、11月に公園愛護会の会長と面会し今後の対応を協議する予定です。

平成 28 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	鎌倉西－H28－4
テ ー マ	海水浴場アンケート調査の活用方法について
内 容 詳 細	「海水浴場アンケート調査」を毎年行って、海の家運営や海水浴場の利用に関し、改善しようとする努力は認めます。しかし、回答の中には、観光商工課のみで解決できる問題ではないと思います。市として、アンケートに関係しそうな他部局あるいは関連署庁への情報の共有化がなされ、問題解決に向かっているのでしょうか。
担 当 部 課	市民活動部 観光商工課

議題に対する回答等	
<p>自治・町内会の皆様に毎年ご協力いただいているアンケート調査につきましては、誰もが安心して利用できる海水浴場となるよう、シーズン中の取組みに対する次年度への課題を明らかにすることを目的として実施しておりました。</p> <p>したがって、現在までに実施したアンケートの結果については、海水浴場を所管する観光商工課内で分析し、海水浴場運営に向けた巡回警備員の配置の適正化や、条例による規制の事前周知の効果的な手法についての検討を行ってまいりました。</p> <p>しかしながら、頂戴しましたご意見のとおり、海水浴場に起因する課題は多岐に渡り、観光商工課のみでの解決は困難な状況です。</p> <p>そのため、今後実施するアンケートの結果については、庁内関係課や関係行政機関と情報共有を行い、課題解決に向け部局を横断した対応を図ってまいります。</p>	
添付資料	

<長谷自治会・加藤氏>

一番大きな問題はごみで、ごみを置いていってしまうというのは観光商工課ではないと思うので、連携していただきたいです。敷地に入り込むこともあります。

飲酒もいくら海水浴場の店で酒を制限してもコンビニなどで売っているので関係ないです。街中で飲んで放り投げてきますので、それへの規制も何かして欲しいです。

<松尾市長>

海水浴客がごみを置いていってしまう課題は、海に面した自治・町内会さん共通の課題です。市では、ごみが置かれていた場合にはご一報いただいで対応していく方法をとらせていただいています。根本的な解決策が難しいことではありますが、ごみを呼ばない環境づくりを一緒に進めさせていただければと思っています。

庭に入り込んでしまうということは、公衆トイレが不足していることとも共通する部分だと思います。効果的な配置などを検討していかなければならないと考えております。

引き続き、アンケートの対応については庁内もしくは警察とも情報共有をしてまいりたいと考えています。

平成 28 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	鎌倉西－H28－5
テ ー マ	津波避難施設の早期建設について
内 容 詳 細	津波避難ワークショップの結果から、稲瀬川流域では厳しい条件の津波では避難もままならない。海岸寄りに安全に避難できる施設を小規模でも早急に建設する必要がある。
担 当 部 課	防災安全部 総合防災課

議題に対する回答等	
<p>津波からの避難の基本は、徒歩による高台への避難ですが、時間にいとまがない場合、近くの鉄筋コンクリート造りや、鉄骨鉄筋コンクリート造りのビルなどへ避難していただくこととなります。</p> <p>鎌倉地域西地区(由比ガ浜、長谷、坂ノ下)では、現在14の施設を津波避難ビルとして指定しており、収容可能人数は、およそ8,920名です。しかし、短時間での津波来襲に対処するには、ご指摘のとおり、稲瀬川流域を含め、沿岸地域での避難施設がまだ不足しております。</p> <p>改めて地域の皆さまと連携して、マンションなど既存の建物の所有者に、津波避難ビルへの協力を、働きかけてまいります。</p> <p>また、新たな津波避難施設の整備については、中長期的な課題として、研究していきたいと考えております。</p>	
添付資料	

<長谷自治会・太田氏>

今までと同じ対策を進めるのではなく、改めて考えていただきたいです。同じ被害に遭う逗子や藤沢と研究を進めていくとか、新しい姿の施設を考えると、取り組んでもらいたいです。

《後日対応 防災安全部総合防災課》

新たな公共施設建設の際に随時検討していきます。また、近隣との情報交換の機会を捉えて研究していきます。

平成 28 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	鎌倉西－H28－6
テ ー マ	由比ガ浜四丁目大規模開発計画の成り行きについて
内 容 詳 細	歴史的に狭隘な道路が多い地域での大規模開発には日常生活と災害発生時両面から大きな安全性の問題がある。また、三階建ビルのその屋上に駐車場を認めることは景観面からも、防災の観点からも無謀と考える。 更に、本計画は鎌倉市の日本歴史遺産指定の精神と世界文化遺産登録再チャレンジの方向性に逆行して、これを不可逆的に毀損しかねないものと考ええる。歴史都市の総体的魅力を維持・強化していく必要性和、市の財政状況等の現実要因も踏まえて、市長の本計画に対する最新のお考えを伺いたい。
担 当 部 課	まちづくり景観部 土地利用調整課

議題に対する回答等

当該計画は、従前、約10,000平方メートルの計画であった商業施設を約6,000平方メートル弱へと規模を縮小し、敷地を二分割し、新たに共同住宅の建設を加えた計画とし、平成27年11月に届出書が提出されました。

まちづくり条例は、早期計画の段階において、いち早く周辺住民に周知し、住民が計画に対して意見を述べる機会を設定する等により、住民の意見と事業者の考え方を整理し、事業者が市民意見を出来るだけ取り入れた計画としていくために設けている制度です。現在、事業者は、市が定める開発事業に係る条例に従い、順次、手続を行っており、今後も条例で定めたルールに従って対応していきたいと考えています。

条例の規定では、市は、事業者に対し、指導・助言を行うことができるとされているため、住民の方々の不安や懸念に対しては、学識経験者等で構成するまちづくり審議会からの意見も踏まえ、事業者を指導していきたいと考えています。

まず、交通問題の懸念に対しては、渋滞対策として国道134号に事業者が右折レーンを設置すること、周辺住民の意見を取り入れた交通量調査を再度実施し、あらためて丁寧で分かりやすい説明を行い、周辺住民の理解を得ることに努めること、北側の生活道路や狭隘な道路において、歩行者の安全を確保し、自動車等が流入することのないよう、具体的な対策を講ずること、更には、周辺に交通渋滞が発生する場合、交通渋滞が、津波からの迅速かつ確実な避難の実現を妨げる恐れがあることから、地域の防災・減災に資するために、周辺地域に交通渋滞を発生させないよう指導してまいります。

(次ページあり)

次に、景観面においては、計画地周辺のまち並みと調和したものでなければならないものと考えています。そのため、規制を超えた場所を駐車場等として使用することは良とせず、やむを得ず利用する場合は修景が必要となること、規定以上の緑化を施すことにより建築物が見え隠れする措置が必要となること、眺望点からの景観に支障を及ぼさないようにすること等のほか、隣接地に対する圧迫感や騒音等による影響を軽減するため、建築物の配置計画を見直し、離隔距離は規定以上とすることを指導してまいります。

助言・指導を行った後は、その助言・指導に対して事業者がどのような対応を行うかについての方針書の提出を求め、提出後は、一定期間公衆の縦覧に供した後、手続を終了することになります。まちづくり条例の手続き終了後は、鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例の手続きにおいて、事業者に対する技術的かつ具体的な指導を行い、具体計画に反映させることにより、助言・指導の実効性を持たせていきます。

添付資料

土地利用方針図

B工区 共同住宅用地

A工区 商業施設用地

グランヴェール
鎌倉由比が浜

土地利用計画表

名称	色別	面積 m ²	比率 %	備考
A宅地		8,359.37	48.59	A工区 商業施設用地
B宅地		7,298.05	42.42	B工区 共同住宅用地
道路幅巾		19.30	0.11	帰属 一方後退 W=6.0M
公園		939.83	5.46	帰属
新設道路		587.60	3.42	自主管理 W=11.0M
合計		17,204.15	100.00	

用途地域：第2種住居地域 200/60（風致：40）
第3種風致地区 高さ10M



B工区
共同住宅用地
FH=8.90
7,298.05m²

A工区
商業施設用地
FH=8.90
8,359.37m²

公園
帰属
FH=6.30
939.83m²

道路
自主管理
W=11.0M
587.60m²

凡例

- 開発区域ライン
- 区画界ライン
- 汚水排水
- 雨水排水
- 雨水調整池 755 m²
- 防火水櫃60t
- 緑地部分を示す緑化率20%以上
- 予定建築物（大規模商業施設）2階建 最高高9.99m（平均GLより）
- 延床面積5,808m² 容積率69.47%
- 建築面積3,300m² 建蔽率39.47%
- 駐車台数 来店用 159台（77台+82台） > 立地法上必要台数144台 従業員用25台 隣地駐車
- 駐輪台数 自転車175台（バイク含む） > 144台
- 雨水調整池 622 m²
- 防火水櫃60t
- 緑地部分を示す緑化率20%以上
- 予定建築物 共同住宅 3階建 最高高9.99m（平均GLより）
- 延床面積7,750m² 容積率106.19%
- 建築面積2,919m² 建蔽率39.96%
- 駐車台数 93台
- 駐輪台数 自転車120台 バイク15台

<由比ガ浜西自治会・柏木会長>

当時1万㎡だった商業施設から6,000㎡を切る大幅な計画見直しということになりましたのでひとえに我々の言葉に耳を傾けていただいた市長や皆さんのおかげと思っています。

住民の懸念はむしろ中の生活道路の安寧で、そもそも昔は鎌倉海浜ホテルがあったところで鎌倉別荘文化の中でもそれなりの意味があるところに、突然こういうものができることに対する景観上の違和感が解消されていません。

7月7日に開催されたまちづくり審議会の審議委員の皆さんもほとんど同じように考えていて、まだまだ問題が多いというトーンだったと思います。少なくともこの間のまちづくり審議会の先生方の意見は十分反映したかたちで市長の助言と指導を業者に対して出していただきたいと思います。

それから、鎌倉らしさについての投資を市長はどのようにお考えですか。必ずしもお金を使わなくてもいいですが。

<松尾市長>

まちづくり審議会の中の意見を最大限尊重して指導助言をして取り組んでまいりたいと思います。

市としては、「歴史まちづくり」を進めているところです。去年は歴史まちづくり法という法律に基づいて計画を策定してまいりました。これは鎌倉時代からの歴史のみならず、近現代の別荘文化を含めた風致を含めた鎌倉の良さということをしっかり認識をしてそれを守り伝えていくということを計画して位置付けさせていただきました。あの場所に海浜ホテルが残っていないですし、場所をどうしていくかということまでは、手を出すのが難しいという現状があります。できる限り今の鎌倉の良さ・歴史・文化伝統を守り活用していくという点については今後も引き続き踏襲していきたいと考えています。

《後日対応 まちづくり景観部土地利用調整課》

まちづくり条例の規定に基づく助言又は指導は、市民の方やまちづくり審議会の意見等を勘案した上で行っています。

本件につきましては、平成28年8月8日付けのまちづくり審議会からの答申を踏まえ、8月30日付けで事業者に助言又は指導を行っています。

【その他のテーマについて】

＜若宮町内会・藤島会長＞

鎌倉駅の東口を出てバス停に行くまでに、5メートルあるかないかの横断歩道があります。そこにはタクシーやバスが来て、横断歩道をなかなか渡れません。交通整理をする人もいないので、大変危ない状態だと思います。観光客の方もいるので、整理する人など何かしら策を考えていただけたらと思います。とにかく危ないので、これは市に要望するのか京急に要望するのかわからなかったのでこの場を借りて要望しました。

＜松尾市長＞

今年度市の予算で、鎌倉駅東口の調査をしているところです。東口をどうしていくかは大きな課題だと思っており、検討を進めているところです。どう改善すれば安全性が保たれるか改善していく方法を検討していますが、皆さんからもご意見うかがいながら、いい方法を検討したいと思います。

付 録

当日配布資料

- 1 鎌倉市市政e-モニター登録のご案内
- 2 鎌倉市ふるさと寄附金
- 3 鎌倉市ホンの気持ち寄附事業
- 4 「リユース食器」を使ってみませんか??
- 5 ポケモンレーナーのみんなへおねがい♪